

Ⅲ 食育推進運動の方向

食をめぐる現状をふまえ、ちっこの^{いのち}生命をつなぐ食育条例の理念に基づき、下記の6項目を食育推進運動の柱として、筑後市の特性をいかし市民みんなで参加する食育の実現に取り組みます。

1 健康の増進を図るための食育の推進

自分に必要な食事の量を知り、バランスのよい食事を適量とすることで、健康なからだをつくり、生涯にわたって生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を目指します。

2 家庭、地域、学校、幼稚園、保育所等における食育の推進

子どもたちが、さまざまな経験や体験を通し、自分で考え食を選ぶ力を身につけることができるよう、家庭や地域、学校などあらゆる場で食の大切さを学ぶ取り組みを進めます。

3 自然環境に配慮した食育の推進

食を産み出すふるさとの自然環境を守り、資源や食を大切にすることを育てます。

4 地産地消を通じた食育の推進

ちっこの農業特性を活かした地産地消を推進し、食を支える農への理解と交流を深めます。

5 安全で安心な食の情報提供等による食育の推進

安全で安心な食生活に関する情報の入手、提供に努めるとともに、衛生の保持等安全安心な食生活の環境づくりに努めます。

6 食育推進運動の総合的、計画的な推進

健康・教育・環境・産業など各分野における取り組みの総合的・一体的な推進を図り、市・市民・関係機関が連携・協働して、より多くの市民が参加する食育運動を総合的・計画的に推進します。